

令和8年度版

子育てガイドブック

「ひのかげ育児」の巻

おかげさまで、日之影。



令和8年4月
宮崎県 日之影町



はじめに

子どもの誕生と健やかな成長は、親にとってはかけがえのないものであるとともに次代の担い手であり、町にとっても大切な宝物です。

日之影町では、子どもの幸せを第一に考えて、子育てをしているすべての人が安心して子育てができるよう、地域におけるさまざまな子育て支援事業を行っています。

この『子育てガイドブック』は、現在子育て中の方やこれから子育てをする方が、安心して子育てをするための制度やサービスを掲載しています。

ご家庭でご利用いただき、子育てにかかわる皆さんの手助けとなりましたら幸いです。



目 次

1. 妊娠したら……………2

- (1) 母子健康手帳の交付
- (2) 妊産婦健康診査
- (3) ひのかげベビー応援金
- (4) 妊婦支援給付金（1回目）
- (5) 不妊検査費の助成
- (6) 一般不妊治療費の助成
- (7) おもいやり駐車場制度

2. 赤ちゃんが生まれたら……4

- (1) 出生届の提出
- (2) 出産祝い金
- (3) 健康保険の加入手続き
- (4) 児童手当
- (5) 子ども医療費助成制度
- (6) 未熟児養育医療
- (7) 産後ケア事業

3. 赤ちゃんの健康……………7

- (1) 新生児・乳幼児訪問
- (2) 妊婦支援給付金（2回目）
- (3) 乳幼児健康診査
- (4) 幼児歯科健診
- (5) 予防接種
- (6) 小児任意予防接種費用助成事業

4. 子育て支援の施設とサービス……………10

- (1) 保育園
- (2) こども誰でも通園制度
- (3) 病児・病後児保育
- (4) 一時保育
- (5) 幼稚園に通わせたいときは
- (6) チャイルドシートの貸出
- (7) 日之影町ファミサポ事業
- (8) 子ども広場
- (9) リフレッシュ保育

5. 学校教育……………14

- (1) 放課後子ども教室
- (2) 奨学資金の貸付
- (3) 中学校入学支援金
- (4) 中学校卒業祝い金
- (5) 給食費無料化

6. 発達支援が必要なお子さんのために……………17

- (1) 療育強化事業費補助
- (2) 重度心身障がい児医療費助成制度
- (3) 自立支援医療制度
- (4) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成制度
- (5) 重度心身障がい児扶助費
- (6) 特別児童扶養手当
- (7) 障がい児福祉手当

7. ひとり親家庭のために……………19

- (1) ひとり親家庭医療費助成制度
- (2) 児童扶養手当
- (3) 母子・寡婦福祉資金貸付制度
- (4) 求職・資格取得のための支援（給付）

8. 児童虐待に関すること……………21

- (1) 児童虐待とは
- (2) 日之影町こども家庭センター
- (3) 子育て・便利電話帳

1. 妊娠したら



(1) 母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに届け出をしてください。届け出をしていただくと、母子健康手帳の交付と、保健師による妊娠中の生活等について説明を行います。母子健康手帳は、妊娠、出産と子どもの予防接種、乳幼児健診等の発育記録となります。大切に保管ください。

- 交付日 月曜日～金曜日（祝日を除く）
 - 受付時間 8時30分～17時
 - 場 所 保健センター
- ※事前に電話連絡してください

●届け出に必要なもの

- ・妊娠届書（各産婦人科にあります）
- ・マイナンバーカード
- ・印鑑
- ・本人名義の口座情報がわかるもの



(2) 妊産婦健康診査

安心して妊娠期を過ごしていただくため、妊娠期の健康状態をみる妊婦健康診査の助成券交付を行います。妊婦健康診査に係る費用が14回分（多胎の場合は追加で5回分）と妊婦歯科健康診査、子宮頸がん検診に係る費用が助成されます。また、2回分の産婦健康診査助成券も交付します。

本町に転入された妊婦の方は、転出前の市町村の助成券は使用できませんので、保健センターまでお越しください。本町の助成券と交換します。

(3) ひのかげベビー応援金

妊娠届出を行い、母子健康手帳を受け取る際に、産婦人科への通院費用や出産までの治療費として現金3万円を支給します。通院のために必要となるお車の燃料代等としてお使いください。

(4) 妊婦支援給付金（1回目）

妊娠届出を行い、保健師との面談後に、妊娠・出産時の関連用品の購入費等として現金5万円を支給します。

また、妊娠8ヶ月ころに妊婦さんに体調や暮らしの様子などアンケートでお伺いします。



(5) 不妊検査費の助成

一組の夫婦に対して、1 回限り年間3万円を上限に助成します。
※不妊治療の一環として行われる検査は含みません。

(6) 一般不妊治療費の助成

一組の夫婦に対して、年間10万円を上限に助成します。
※対象となるのは医療保険適用の治療のみです。
県の助成事業もあります。



問い合わせ先
保健センター Tel73-7521

(7) おもいやり駐車場制度

産前4か月～産後3か月（多胎児の場合は、産後18か月）の妊産婦を対象に、おもいやり駐車場の利用証を交付します。（県事業）
交付を受けたい方は、町民福祉課（電話87-3802）で手続きをしてください。

●申請に必要なもの

- ・母子手帳
（多胎児の場合は、人数分）

問い合わせ先
町民福祉課 Tel87-3802

1. 1日3食しっかり食べ、規則正しい生活を心掛けましょう。
2. 野菜（特に緑黄色野菜）をたくさん食べましょう（1日350gを目標に）。
3. 牛乳・乳製品、卵、魚、肉、大豆製品、野菜、いも類、果物、きのこ、海藻など様々な食品をバランス良く食べましょう。
4. ママと赤ちゃんの貧血予防と丈夫な骨を作るために、鉄・カルシウムの多い食材を取り入れましょう。
5. 塩分の摂り過ぎは、高血圧やむくみを招き、妊娠高血圧症候群の誘因にもなります。薄味を心掛けましょう。



赤ちゃんの一日は、おなかがすいたら泣き、おむつを替えてもらって、おっぱいを飲むとしばらく眠り、またおなかがすいて泣く・・・の繰り返しです。
昼夜の区別もないので、お母さんは睡眠不足になりがちです。

「赤ちゃんの一日はこんなもの！」と割り切って付き合いましょう。

また、赤ちゃんのうんちの色は、緑・黄・茶など様々。
赤・黒・白以外のうんちであれば大丈夫です。母乳で育てている赤ちゃんは下痢っぽい便が多く、毎日うんちが出なくても機嫌もよく、硬くないうんちがまとめて出るようであれば心配ありません。



2. 赤ちゃんが生まれたら



(1) 出生届の提出

赤ちゃんが生まれた日から14日以内に、医師・助産師等が作成した出生証明書がついた『出生届』を提出してください。

●出生届の提出先

- ・親の住所地（一時滞在地）
 - ・子どもが生まれたところ
 - ・親の本籍地
- のいずれかに提出してください。

●届け出に必要なもの

- ・出生届（出生証明書を含む）
- ・母子健康手帳

●注意事項

- ・赤ちゃんの名は、人名用漢字・常用漢字・平仮名または片仮名、その他符号等に限られます。
- ・一般の読み方ではない場合、その読み方の説明を記載した書面の提出を求めることがあります。
- ・届出人は、原則として「父」または「母」となります。届出人が署名したあと、届出を持参する方は親族、その他の方でもかまいません。



(2) 出産祝い金

出産に伴う諸費用（おむつ代、ミルク代）の負担軽減と、少子化対策及び定住促進を図るため、出産した子どもを養育している方に祝い金を支給します。

※出生届と同時に手続きをしていただきます。

【支給額】

●定住見込みのある方

- ・第1子・第2子・・・5万円
- ・第3子・・・10万円
- ・第4子以降・・・20万円

●申請に必要なもの

- ・印鑑

●定住見込みのない方

- ・一律1万円

※定住申告者が転出した場合、月割りで返還が発生します。

🌸🌸🌸 問い合わせ先 🌸🌸🌸
町民福祉課 Tel.87-3802



(3)健康保険の加入手続き

赤ちゃんが生まれたら、健康保険の加入手続きをしてください。国民健康保険の場合は、出生届の際に被保険者証に名前を記載します。

また、社会保険の場合は、勤務先に被扶養者異動届を提出してください。

 問い合わせ先 
税務課 Tel.87-3803

(4)児童手当

高校生世代までの児童を養育している方に支給されます。出生や転入など、異動のあった日の翌日から15日以内に申請してください。手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

なお、公務員は勤務先で申請してください。

【支給額】

児童の年齢	支給額
0歳～3歳未満 第1～2子	15,000円
3歳～小学校修了前 第1～2子	10,000円
中学生 第1～2子	
高校生 世代 第1～2子	
第3子以降	30,000円

※「第3子以降」：22歳以下の児童から第1子と数えます。
所得制限は廃止されます。

【支給月】

- ・偶数月 4月、6月、8月、10月、12月、2月
- ・申請した月の翌月から手当を支給します。

●申請に必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・受給者の資格確認書
- ・マイナポータルからダウンロードした「資格情報確認画面」
- ・受給者名義の通帳

※その他必要に応じて提出していただく書類があります。

 問い合わせ先 
町民福祉課 Tel.87-3802

(5) 子ども医療費助成制度

子育て家庭の負担を軽減し、安心して子どもを生み育てる環境づくりを推進するため、0歳から高校生世代までの児童を対象に医療費自己負担分を全額無料としています。

申請は、出生や転入の翌日から14日以内をお願いします。

県外で受診した場合は、医療機関で支払った領収書を受診した日から1年以内にお持ちください。

ただし、薬の容器代、予防接種代、文書料、入院時における食事代などの保険適用外分は助成されません。

●申請に必要なもの

- ・受給者の資格確認書
- ・マイナポータルからダウンロードした「資格情報確認画面」
- ・受給者名義の通帳

   問い合わせ先   
町民福祉課 Tel.87-3802

(6) 未熟児養育医療

生まれた時の子どもの体重が2,000g以下で、医師が入院養育を必要と認めた場合に養育医療にかかる費用を助成します。

保護者は、必要書類を添えて保健センターに申請してください。医療費の自己負担分が対象となり、徴収される月額が世帯の所得で変わりますが、「子ども医療費助成制度」を併用しますので、自己負担分は無料です。

(7) 産後ケア事業

出産後、町が委託する医療機関等で日帰りまたは宿泊を利用し、助産師等の専門スタッフから、お母さんの心身のケアや育児のサポートを受けることができます。

利用するには、保健センターへの申請が必要です。（一部負担あり）

   問い合わせ先   
保健センター Tel.73-7521

3. 赤ちゃんの健康

(1) 新生児・乳幼児訪問

赤ちゃんが生まれたら、保健師と管理栄養士が家庭を訪問し、産後の母子の健康状態の確認や体重測定、育児相談、各種健診などの説明をします。



(2) 妊婦支援給付金（2回目）

赤ちゃん訪問時の保健師との面談後に、子育て関連用品の購入費等として現金5万円を支給します。

(3) 乳幼児健康診査

子どもの健やかな発達を確認するために健診を行います。



個別健診

1か月児健診

県内の契約医療機関で行っています。

交付された助成券を持参して受診してください。

集団健診

偶数月第3水曜日（保健センター）

午前：3か月児、6か月児、9か月児、12か月児健診

午後：1歳6か月児、3歳6か月児、5歳児健診

内容：身体計測、内科診察、育児・栄養相談など

※対象となる方には、個別に通知します。

※ 発達・発育などで気になることがあった場合は、母子育成事業として「そだち相談」「ことばの教室」で、さらに丁寧な相談を行います。

(4) 幼児歯科健診

歯科健診

- 1歳6か月児
- 2歳6か月児
- 3歳6か月児
- 5歳児健診



フッ化物塗布

- 2歳児
- 2歳6か月児
- 3歳児
- 3歳6か月児
- 5歳児

🌸🌸🌸 問い合わせ先 🌸🌸🌸
保健センター Tel 73-7521



(5) 予 防 接 種

種別	実施期間	対象年齢（望ましい期間）	回数
ロタウイルス	1 年中	1 価：生後6週～生後24週 5 価：生後6週～生後32週	2回 3回
B型肝炎		1 歳未満 2回目：1 回目接種後27日以上あける 3回目：1 回目接種後139日以上あける。	3回
小児用肺炎球菌		生後2ヶ月～7ヶ月未満で接種開始 2回目：1 回目接種後27日以上あける 3回目：1 回目接種後27日以上あける	3回
		追加：3回目接種後60日以上あける	1回
5種混合 （ジフテリオ 百日咳 混合 破傷風 不活化ポリオ Hib）		生後2ヶ月以上7歳6ヶ月未満 2回目：1 回目接種後20日以上あける 3回目：2回目接種後20日以上あける	3回
		追加：3回目接種のあと6～18ヶ月の間	1回
2種混合 （ジフテリア・破傷風）		1 1 歳以上13歳未満 ※小学6年生が望ましい	1回
BCG		生後5ヶ月～8ヶ月の間	1回
日本脳炎		I 期：生後6ヶ月以上7歳6ヶ月未満 2回目：1 回目接種後6～28日（1～4週） I 期追加：2回目接種後およそ1年後 II 期：9歳以上13歳未満 ※小学4年生が望ましい	2回 1回 1回
MR （麻疹・風疹混合）		I 期：1 歳以上2歳未満 II 期：小学校就学前の1年間	1回 1回
水痘		1 歳以上3歳未満 2回目：1 回目接種後3ヶ月以上あける	2回
ヒトパピローウイルス （子宮頸がん）		小学6年生～高校1年生女子 ※中学1年生が望ましい	2～ 3回
RSウイルス （母子免疫ワクチン）	1年中	妊娠28週0日～36週6日 ※妊婦が対象	1回

【注意事項】

◎ 保健センターの予防接種日に実施している場合と乳児健診と同時に集団で実施する場合があります。また、個別に医療機関を予約いただき、かかりつけの小児科等で接種することも可能ですので、お気軽にご相談ください。県内の医療機関と委託契約を結んでいます。



◎ 持ち物：予診票、母子健康手帳

(6) 小児任意予防接種費用助成事業

下記の予防接種費用の一部を助成します。

予防接種名	助成回数	対象年齢	助成金額
おたふくかぜ	対象年齢内で 2回	生後12ヶ月から小学 生就学の始期に達する 日の前日まで	3,000円/回
三種混合	1回	小学校就学前の1年間	1,500円
インフルエンザ	年度2回	生後6ヶ月から高校3 年生相当年齢	1回目：2,000円 2回目：1,000円

※ 3種類の予防接種とも小児科で接種し、費用の全額を支払った後、接種証明および領収書を添えて保健センターに申請してください。
それぞれの予防接種で対象となる年齢が異なりますのでご注意ください。

◆小児救急医療電話相談

お子様が急な病気やケガで心配なとき、ご相談ください。

小児科医の支援体制のもとに看護師が相談に応じます。

(県内の小児科医・看護師が対応)

◆相談対象者・・・県内に住む15歳未満の子ども及びその保護者

◆相談時間・・・平日・土曜日 18:00～翌朝8:00
日曜・祝日 8:00～翌朝8:00

☎プッシュ回線 #8000

   問い合わせ先   
保健センター Tel.73-7521

4. 子育て支援の施設とサービス

(1) 保育園

保育園は、仕事や病気その他の理由により、家庭で保育ができない環境にある子どもを預かり、保育を行う施設です。入園を希望される方は、町民福祉課または保育園へお問い合わせください。



●町内の保育園：設置者（和宏福祉会）

保育園名	所在地	開所時間	連絡先
日之影保育園	七折8908番地1(宮水)	7:00～18:30	87-2640
しいの実保育園	七折14502番地3(椎谷)	7:00～18:30	72-7858

●入園の申込み

- ・4月入園・・・1月から入園申込みを受け付けています。
 - ・途中入園・・・随時受け付けています。
- ※入園に関することについては、早めにご相談ください。

●保育料

本町では、すべての児童の保育料・副食費（おかず、おやつ代）が町からの補助により無料です。【完全無償化】

●保育園に入園できる基準

- ・就労 ・妊娠、出産 ・保護者の疾病、傷害 ・求職活動
- ・親族の介護、看護 ・就学 ・虐待やDVのおそれがある場合
- ・育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもの継続利用が必要であること
- ・その他町長が認める場合

(2) こども誰でも通園制度

※保護者の就労に関わらず保育園を利用できる制度

●対 象 生後6ヶ月から満3歳未満 月10時間まで

●利用料金 300円／1時間
※町民の方は、町からの補助により無料です。



(3) 病児・病後児保育

保護者が就労している場合において、子どもの急な発熱や病気などで、自宅での保育を行うことが困難なとき、病気の子どもを一時的に保育する施設の施設利用料を補助します。

●対象者

施設を利用する児童（小学生まで）の保護者のうち、その利用日において、町内に住所を有する者

●対象額

施設の基本利用料（飲食物等の実費は含めません。）のうち、上限2,000円まで。

※町内には病児保育事業を実施している施設がありませんので、利用施設に一旦利用料を支払い、発行された領収書を持って、町民福祉課へお越しください。補助金の申請に係る手続きが必要です。

(4) 一時保育

保護者や家族の疾病等で緊急もしくは一時的に子どもの保育が必要になったとき、保護者の就労に関係なく一時的に保育します。（14日以内／月）お申し込みは、各保育園にお問い合わせください。

●利用料

児童	時間額	日額
乳児（0歳児）	300円	2,100円
未満児（1～2歳児）	250円	1,900円
以上児（3～5歳児）	200円	1,600円
小学生	150円	1,400円

※時間額は、食事代200円をプラス

※日額は、食事代を含んだ金額

●利用時間

月曜日から金曜日の午前8時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

(5) 幼稚園に通わせたいときは

●近隣の幼稚園

名称	所在地	定員（人）	連絡先
学校法人 橘学園 第一高千穂幼稚園	高千穂町大字三田井 69-1	35	72-2231
学校法人木の花学園 幼保連携型認定子ども園 木の花幼保園	高千穂町大字三田井 1154	1号…35 2号…35 3号…30	72-2487

※詳細は、直接園にお尋ねください。

※2号、3号は保育認定

🌸🌸🌸 問い合わせ先 🌸🌸🌸
町民福祉課 Tel.87-3802

(6)チャイルドシートの貸出

日之影町社会福祉協議会では、帰省時やチャイルドシートを購入するまでの期間（3ヶ月以内）で、一時貸し出しを行っています。

●貸し出し・・・新生児から乳幼児用

●料 金・・・無料



(7)日之影町ファミリー・サポート・センター事業

日之影町社会福祉協議会では、町の委託を受けて子育てを手伝ってほしい人と子育てを手伝いたい人をつなげ、地域での子育てを支援します。

●対象者

町内在住または町内に就労されている方で、生後4か月以上～小学校6年生以下のお子さんをお持ちの方がお願い会員、20歳以上の町内在住または町内に就労し、会員養成講座を受講したお助け会員による相互援助（登録が必要）

●実施日時

原則として午前7時～午後7時（年中無休）事前打ち合わせで時間を決定

平日 月～金 午前9時～午後7時	1時間当たり1,000円
平日上記以外の時間 土日祝日	1時間当たり1,100円

※町民の方は、事前申請で利用料の補助があります。

- ・多子等世帯に900円（1時間当たり）の補助
- ・その他の世帯に700円（1時間当たり）の補助

●援助活動でできること

- ・保育園等、小学校等への送迎
 - ・保育園等の開始時間まで、または終了時間後の預かり
 - ・一時保育 行事参加や冠婚葬祭時の預かり
 - ・リフレッシュなどの利用も可能です
- ※お子さんの発熱等体調不良時の援助活動はできません。

ご存じですか？民生委員児童委員（主任児童委員）

地域で皆さんの相談に応じる厚生労働大臣に委嘱されている方々です。

子育てのことをはじめ、様々な悩みを抱えている人たちと同じ地域住民の立場に立って、相談に乗ったり、必要に応じて福祉サービスにつなげるなど誠意を持って支援しています。

🌸🌸🌸 問い合わせ先 🌸🌸🌸
社会福祉協議会 Tel.87-2680



(8) 子ども広場

子ども広場では、保育所入所前の親子が一緒に遊んだり、子育て中のお父さんやお母さんを対象に、支援員による子育て相談や情報交換、高齢者との世代間交流を行っています。

どなたでも無料でご利用できます。

- 実施日 火曜日、金曜日 10時～12時
※祝日、お盆、お正月は休み
- 場 所 日之影町役場 1 階和室



(9) リフレッシュ保育

お母さんやお父さんが買い物をしたり、少し息抜きがしたいときに、子ども広場支援員が一時預かりをします。

- 対象児童 生後3ヶ月～1歳未満の保育園、認定こども園に通園していない乳児
- 実施日 火曜日 9時～14時（最大3時間）※子ども広場のイベントの時には中止することがあります。
- 場 所 日之影町役場 1 階和室

※詳細につきましては、日之影町社会福祉協議会にご連絡ください。

子育てには仲間が必要です。お友達や両親などだれでもよいので、遠慮せず悩みを打ちあげてみましょう。

話してよかったと思えたとき、子どもにも自分にもやさしくなれます。

 問い合わせ先 
社会福祉協議会 Tel87-2680

5. 学校教育



(1) 放課後子ども教室

放課後等に小学校等の施設を活用し、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域の方々の協力を得て、子どもたちが勉強やスポーツ・交流活動を実施することで、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

- 対象児童 町内に住所を有する小学校1年生から6年生までの児童（教育長が必要であると認めた児童・生徒）
- 開館時間 平 日 14:00～18:00まで
長期休業 7:30～18:00まで
- 費用負担 3,000円／年
- 開館場所 平 日 町内各小学校
長期休業 宮水小学校、社会教育施設



(2) 奨学資金の貸付

教育の機会均等を図り、併せて人材を育英するため、貸付を希望する高校、大学、その他専門学校生に対し、適当と認めた方に学資の一部を貸付します。貸付を受ける方は、学業成績優良、品行方正な健康体と認められる方のうち、資金借受希望者の中から審議委員会の審議により決定します。



●定期貸付額（無利子）

高校生・・・月額15,000円

大学生等・・・月額30,000円

卒業後1年間返還を猶予した後「貸付を受けた3倍の期間内」に全額を返還していただくことになります。

※返還額（月額） 高校等 5,000円
大学等 10,000円

●入学時一時金（無利子）

高校入学・・・10万円単位で30万円までの必要とする額

大学等入学・・・10万円単位で60万円までの必要とする額

いずれも、入学に必要な資金貸付です。

卒業後、1年間返済を猶予した後、全額を返還していただきます。また、定期貸付と入学時一時金の併用は可能です。

※返還額（月額） 5,000円

●奨学資金の返済免除

定期貸付および入学時一時金ともに、卒業後、日之影町に定住する場合は、返済免除となる制度があります。



(3) 中学校入学支援金

当該年度に中学校に入学した生徒を養育している保護者に支援金を支給することにより、生活の安定に寄与するとともに生徒の健全な育成を図ります。

●受給資格者

- ・対象生徒を養育する父または母、もしくは父母に養育されない対象生徒を養育する方
- ・日之影町内に住所等を有する方

●支援金の額

- ・対象生徒1人につき3万円（商品券）

(4) 中学校卒業祝い金（中学校卒業夢未来応援事業）

当該年度に中学校を卒業する生徒を養育している保護者に祝い金を支給することにより、子育て世帯への経済的な負担軽減に繋げる。

●受給資格者

- ・対象生徒を養育する父または母、もしくは父母に養育されない対象生徒を養育する方
- ・日之影町内に住所等を有する方

●支援金の額

- ・対象生徒1人につき3万円（現金）

 問い合わせ先 
教育委員会 Tel87-3807

(5) 給食費無料化

学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が負担する学校給食費の全額を補助することによって、保護者の負担を軽減し家庭環境の向上と、安心して子どもを生み育てやすい環境づくりを支援します。



◆宮崎県子ども・若者総合相談センター「わかば」

ニート、引きこもり、不登校など、さまざまな悩みを抱えている子どもや若者（0歳から概ね30歳代）及びその家族などからの相談を専門の相談員がお受けします。必要に応じて適切な支援機関へおつながします。

相談は無料です。お気軽にご相談ください。

◆TEL 0985-41-7830 午前10時～午後5時
月・火・水・金・土（木、日、祝日、年末年始は休み）
※金曜日のみ 午前10時～午後8時
（受付終了 午後7時40分）

◆メール soudan@miyazaki-kowaka.jp
（メールは、24時間受け付けています）

◆LINE ID：@846fxgww 午前10時～午後5時
月・火・水・金・土（木、日、祝日、年末年始は休み）

🌸🌸🌸 問い合わせ先 🌸🌸🌸
教育委員会 Tel87-3807

6. 発達支援が必要なお子さんのために

(1)療育強化事業費補助

在宅の心身に障がいのある幼児またはその保護者に対して、通園により療育指導等を行い、地域での在宅生活を支援するとともに、乳幼児期における発達遅滞の早期療養等を通し、幼児の健全育成と保護者の家庭での療育技術を習得させることを目的としています。

(2)重度心身障がい児医療費助成制度

保険診療内において、医療費の一部負担金のうち、入院：1医療機関につき1,000円/月、外来：1診療報酬明細書につき500円/月を超える額、調剤は全額をそれぞれ助成します。

※高校生世代までは、子ども医療で全額助成します。

●対象

- ・身体障害者手帳1級または2級の方
- ・療育手帳で重度の方
- ・身体障害者手帳3級でかつ療育手帳が中度の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級



(3)自立支援医療制度

身体上の障がいを除いたり、障がいの程度を軽くするために必要な医療を受けることができます。助成を受けられる機関は、指定された育成医療機関です。原則1割負担ですが、保護者の所得に応じて月額の上限があります。

●育成医療：18歳未満

●更生医療：18歳以上

●精神通院医療

(4)軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成制度

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に係る補聴器の購入費用等の一部助成を行います。

- ・対象児 18歳以下
- ・負担額 費用の1/3
- ・申請には、宮崎大学医学部附属病院難聴支援センターの医師の意見書が必要です。

 問い合わせ先 
町民福祉課 Tel.87-3802



(5) 重度心身障がい児扶助費

20歳未満の心身に重度の障がいのある人を、保護者が監護するとき、又は保護者以外の方がその障がい児を養育するときは、保護者又はその養育している方に扶助費を支給します。

●支給額

- ・児童一人につき 月額6,000円

(6) 特別児童扶養手当

20歳未満の心身に重度の障がいのある人を監護または養育している保護者に支給されます（所得制限あり）。

日之影町に申請し、県に進達されます。その後、県の審査を経て支給されます。

●支給額

- ・1級の場合 月額 58,450円
- ・2級の場合 月額 38,930円

●支給月

- ・年3回（8月、11月、4月）

●手続きに必要なもの

- ・診断書、マイナンバーカード、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、住民票など

※ 児童が児童福祉施設に入所している場合や、児童が公的年金を受けている場合は支給されません。

(7) 障がい児福祉手当

在宅で20歳未満の重度の心身障がい児で、日常生活において常に介護が必要な方に支給されます。（所得制限あり）

診断書による障がい程度の判定があります。

●支給額

- ・月額 16,560円

●支給月

- ・年4回（2月、5月、8月、11月）

※福祉施設に入所している方は、対象になりません。

🌸🌸🌸 問い合わせ先 🌸🌸🌸
町民福祉課 TEL87-3802

7. ひとり親家庭のために

(1) ひとり親家庭医療費助成制度

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父・母、その方が扶養する児童、父母のいない児童（18歳の年度末まで）を対象に、ひとり親家庭に係る保険給付につき、一部負担金を支払った場合において、支払額（社会保険各法による付加給付があるときは、その額を控除した額）から、一人月額1,000円を控除した額を助成します。

※高校生世代までは、子ども医療で全額助成します。

●申請に必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・受給者の資格確認書
- ・マイナポータルからダウンロードした「資格情報確認画面」
- ・通帳



(2) 児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない18歳以下の児童の親、あるいは親に代わってその児童を養育している方に手当が支給されます。

●支給額

児童数	全部支給	一部支給
1人目	48,050円	48,040円～11,340円 (10円単位で変動)
2人目	59,400円（11,350円を加算）	5,680円～11,340円を加算

※ 受給資格者等の所得に応じた手当額の支給制限が行われる。

※ 公的年金等の支給を受けている受給資格者については、所得に応じた支給制限を行った後に、さらに公的年金等の受給額に応じた手当額の支給制限が行われる。

●手続きに必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・年金手帳
- ・通帳

※申請時の状況により追加の添付書類があります。

🌸🌸🌸 問い合わせ先 🌸🌸🌸
町民福祉課 Tel.87-3802



(3) 母子・寡婦福祉資金貸付制度

母子や父子並びに寡婦の経済的自立の支援と生活意欲の助長を図るために、宮崎県が実施する貸付制度です。資金によって無利子、または条件により無利子の貸付です。

経済的な自立や児童の就学などで資金の貸付が必要となったときは、母子自立支援員が資金の貸付や償還の相談に応じてくれます。

種類	対象	内容
修学資金	児童	高校、大学、大学院または専修学校における修学に必要な資金（例：授業料、校納金、寮費、家賃、通学費、教材費等）
就学支度資金	児童	小中学校、高校、大学等への入学のために必要な資金（例：入学金、制服代、アパート敷金、教材費等）
修業資金	児童	就職をするのに必要な知識、技能を習得する際に必要な資金（例：運転免許の取得等）
技能習得資金	父、母 寡婦	事業を開始し、又は就職するのに必要な知識、技能を習得する際に必要な資金
就職支度資金	児童 父、母 寡婦	就職するために必要な資金（例：衣服、アパート敷金等）

(4) 求職・資格取得のための支援（給付）

●自立支援教育訓練給付金

指定の講座を受講したひとり親家庭の親に、受講後にかかった受講料の一部が支給されます。

●高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親が就職に有利な資格取得を目指し、1年以上専門学校や大学等の養成機関で修業する場合に、生活の負担の軽減を図るため、毎月一定額の給付金を支給します。

さらに入学経費や就職に必要な費用の貸付制度もあります（条件により償還免除）。

●高等学校卒業程度認定試験合格支援制度

ひとり親家庭の親や児童が高卒程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了したときおよび合格したときに受講費用の一部を支給します。

※詳しいことは、西臼杵支庁福祉課（☎72-2193）にお尋ねください。

※事前にご相談ください。

8. 児童虐待に関すること

(1) 児童虐待とは

親または親に代わる養育者等が、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為を児童虐待といいます。

虐待は、子どもの人権を著しく侵害するだけでなく、ときにはその生命までも脅かすことがあります。

また、子どもの心に深い傷となって残り、不信感や敵意、絶望感などがその後の人格形成に大きな影響を与えることもあります。一般的に次のような4つのタイプに分類されます。

●身体的虐待

殴る、蹴る、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、縄などにより一室に拘束するなど、児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

●性的虐待

性的暴行・性関係の強要・性的な刺激を与えるポルノなどの被写体にするなど、児童に性的な刺激や行為をさせること

●ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、重い病気になっても病院に連れて行かないなど、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は放置、保護者以外の同居人による虐待行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

●心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティックバイオレンス、DV）など、児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者の身体に対する暴力や心理的外傷を与える言動を行うこと



(2) 日之影町こども家庭センター

日之影町内に住む妊産婦さんや、0歳～18歳未満の全ての子ども達とその家庭の方達が抱える、子育てや家庭に関する悩み等について、こども家庭センターの職員と一緒に解決策を考え、必要な支援を行います。

また必要に応じて、他機関と連携しながら、サービスや制度の情報提供、必要な支援を行います。児童虐待の未然防止・早期発見のため、子どもの目線に立って対応いたします。

「暴力をふるわれていた」「子どもの泣き声が長時間聞こえている」「家事や介護をさせられている」など、心配だなと思う子どもが近くにいたら、迷わずにご相談ください。

《主な業務》

- ・妊娠・出産に関すること
- ・子育てに関すること
- ・こどもの発育・発達に関すること
- ・児童虐待に関すること
- ・ヤングケアラーに関すること



場 所：役場1階 町民福祉課
※内容によっては保健センター
時 間：午前8時30分～午後5時15分（月～金）
※土日祝日、年末年始は休業
相談方法：電話、メール、窓口、訪問
電 話：(0982)87-3802
メー ル：fukushi@town.hinokage.lg.jp



(3) 子育て・便利電話帳

～ひとりで悩まないで！ 誰かに相談しましょう！～

分野・名称	電話番号	主な内容と実施時間
子どもの健康 保健センター P7	保健センター 73-7521	乳幼児健診・予防接種・離乳食 などの相談
チャイルドシートの貸し出し P12	社会福祉協議会 87-2680	事前に電話でご確認ください
遊ぶ・交流の場 子ども広場 P13	町民福祉課 87-3802 社会福祉協議会 87-2680	毎週 火・金曜日 10:00～12:00 場所：日之影町役場 1 階和室
利用 保育園・一時保育 P10～P11	町民福祉課 87-3802 各保育園 P10	保育園の利用時間 短 時 間 ： 8:00～16:00 標準時間 ： 7:00～18:00 延長保育 ： 18:00～18:30
幼稚園 認定こども園 P11	各 園 P11	園の規定によります
放課後子ども教室 P14	教育委員会 87-3807	平 日 14:00～18:00 長期休業 7:30～18:00
小児救急医療 電話相談 P9	#8000 0985-35-8855	急な病気やケガで心配なとき 平日・土曜日 18:00～翌朝8:00 日曜・祝日 8:00～翌朝8:00
民生委員児童委員 P12	社会福祉協議会 87-2680	子育てなどの相談
子ども・若者総合 相談センター 「わかば」 P16	0985-41-7830	月・火・水・金・土 (木、日、祝日) 10:00～17:00
児童虐待 P21	・北部福祉こどもセンター 0982-35-1700 ・全国共通ダイヤル ☎189 ・保健センター 73-7521 ・町民福祉課 87-3802	虐待を見たら、聞いたら、 してしまいそうになったら… まずは、お電話してください